

☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第49号 2021.1.4 ☆☆

新型コロナウイルス感染症ニュース 新年第1号(通算49号) 発刊にあたって

仙台市医師会 会長 安藤健二郎

みなさま、新年明けましておめでとうございます。

この1年は新型コロナウイルスに翻弄されました。幸い、仙台市は新年1月3日時点での感染者総計1,485名、死亡9名と全国の政令指定都市の中では、かなり低い数字に抑えられています。感染対策に対する市民の意識が高く、行政と医療の協力体制がうまくとれていることが要因と思います。しかし油断は禁物です。高齢者住宅や介護施設内でクラスターが生じれば、一度に多数のハイリスク患者が発生し、一気に医療事情がひっ迫します。今後も「集団生活する高齢者」に最大の注意を払うべきと考えます。感染を疑う場合は、早期のPCR検査等での介入をぜひお願いいたします。

感染予防の切り札と期待されるワクチンに関しては、現在、どのように接種を進めていくかにつきまして市と協議を進めております。かなり大がかりな事業となることは間違いありません。多くの先生方のご協力なくしては到底叶わないものとなりましょう。概要が決まりましたらすぐにお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症ニュースは今年も執行部の総力を挙げて継続してまいります。会員の先生方のご意見・ご感想をたくさん頂戴できれば幸いです。

仙台市立学校の臨時休校期間の変更について (令和3年1月より)

1. 趣旨と概要

仙台市教育委員会は市立学校の児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校に関し、期間を連続3日間から1日間に短縮すると決め、各学校に通知しました。

今までは、学校内で感染者が判明した時点で直ちに臨時休校を行う対応が示されていました。しかし、2020年12月3日に発出された文科省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～Ver.5』では、『基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、①10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと、②感染者1人の事例が大部分であること(1,996件中1,552件、78%)、③5人以上に広がった事例は1,996件中52件(2.6%)と少なかったこと等の状況を踏まえ、臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することとしました』と記載が変更されており、仙台市においても見直しを行ったという事になります。実際の運用状況を見ても、感染者が発生した学校1,996校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が1,106校(55%)と多いのが現状です。児童生徒の学習機会の確保や心身への影響、親の負担の軽減などにも配慮したものと思われまます。

2. 保護者向け周知文書(令和2年12月)

仙台市教育委員会より保護者へのお知らせ文は以下となります。(一部抜粋)

新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒・教職員等が、感染可能期間において学校に登校・勤務していた場合、学校内での感染拡大防止のため、3日間の臨時休校を実施してまいりました。

学校内における日々の感染防止対策の徹底や、各ご家庭での感染予防への配慮・ご協力により、これまで臨時休校となった学校におきましても、感染の拡大は見られない状況です。

こうしたことを踏まえ、今後の児童生徒の学びの確保や心身への影響の観点から、令和3年1月より臨時休校期間を1日*に変更し、この休校期間中に学校内の消毒作業や、保健所による接触状況調査及び検査対象者の特定等を行うことで、引き続き校内や地域における感染拡大防止に努めます。

なお、お子さんが検査の対象となった場合につきましては、保健所の指示に従い、検査にご協力を頂きますよう、よろしくごお願いいたします(検査結果が出るまでの間は出席停止となります)。

また、地域等への感染拡大防止対策の観点から、臨時休校を行う場合は、引き続き学校名を公表することといたします。

※ 児童生徒の感染状況によっては、休校期間を延長する場合がございます。(その場合は、改めてお知らせします)

(文責；学校保健部 大浦敏博)

3. 今後の課題

できる限りの感染防止策を行っても感染がゼロになるわけではありませんが、重要なことは児童生徒が可能な限り通常の学校生活を送ることができるよう最善を尽くすことです。教育委員会、学校、医師会、学校医が連携し状況を判断し、感染した子どもが学校生活に復帰し、いじめや偏見に会わぬよう対策をとっていただきたいと思います。この度の文書は文科省からの『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)』の知見から分析し、決定されたことですが、今後も新たな情報により随時見直しを行うと考えられます。

(文責；学校保健部 大瀧正子)

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について

今年はワクチンの接種が注目されていますが、令和2年12月18日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室より「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」自治体説明会資料が公開されています。また、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」が12月24日に内閣官房、厚生労働省より公開され、e-Govなどからパブリックコメントも募集されています。仙台市医師会でも随時、行政に協力、交渉しながら具体的な体制構築を進めてまいります。現状の(案)の要旨をご紹介します。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の基本的な考え方

今回のワクチンの接種は、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施します。

2. 接種場所の原則と例外

接種を希望する方は原則居住地(住民票所在地)の市町村で接種を受け、長期入院または入所している方などやむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることができます。

3. 接種会場や接種方式

ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも接種可能です。尚、契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できます。また、ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要があります。

4. 医療従事者等に対する接種の概要

医療従事者は①新型コロナウイルス感染症や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと②従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制確保のために必要であることから早期接種の対象となります。

対象者	接種場所	接種体制構築の中心
大規模医療機関の医療従事者	従事する医療機関内	該当大規模医療機関
大規模医療機関外の医療従事者	医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関	医療関係団体等
保健師、救急隊員等の自治体職員等	都道府県が事前に提携した協力医療機関	都道府県

医療従事者の範囲

病院、診療所において新型コロナウイルス感染症(疑い患者を含む。以下同じ。)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員(診療科、職種は限定されません)

(文責；大和一美)

仙台市医師会へのご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193

メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp